相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市上条一五〇四番地、最後の住所静岡県富士宮市上条一四九番地の一五
被相続人　亡　小岱　直幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
静岡県富士市御幸町三番二二号　弁護士法人立石塩谷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　原　孝至

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名市長島町福吉一七四番地、最後の住所三重県桑名市中央町一丁目八二番地シャンボール桑名六〇五号
被相続人　亡　伊藤　純子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
愛知県名古屋市東区白壁一丁目四五番地白壁ビル四階四〇一号
相続財産管理人　弁護士　相川　悟郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県甲賀市土山町大野四一五二番地、最後の住所滋賀県甲賀市土山町大野三九四八番地一四
被相続人　亡　梅本　箸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
事務所滋賀県草津市大路一丁目一一番八号ジュンビル5階さざなみ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　正哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区上賀茂山本町五六番地、最後の住所京都市北区上賀茂山本町四六番地
被相続人　亡　奥村　志郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
京都市伏見区深草大亀谷内膳町一九番地
相続財産管理人　司法書士　福井　政邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区吉田中大路町三四番地、最後の住所京都市山科区西野山射庭ノ上町二四七番地一〇四
被相続人　亡　辻　増三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル八階　烏丸法律事務所
相続財産管理人　弁護士　林　由希子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市和歌浦東二丁目五八四番地一、最後の住所和歌山県和歌山市和歌浦東二丁目五番二八号
被相続人　亡　森本セツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
和歌山市十番丁五九番地ライオンズマンション和歌山十番丁二〇二号室
相続財産管理人　弁護士　山西　陽裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市保手一丁目甲四五八番地一、最後の住所愛媛県松山市和泉北二丁目一〇番一〇号コーポいずみ二〇一号
被相続人　亡　岩城　成人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
愛媛県松山市三番町四丁目八番地七第五越智ビル四階　松山中央法律事務所
相続財産管理人　弁護士　市川　武志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県小城市牛津町勝一三六四番地二四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　永渕　義則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
事務所　佐賀県佐賀市鬼丸町二番二七号
相続財産管理人　司法書士　嘉村　幸彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県阿久根市本町六番地、最後の住所鹿児島県阿久根市塩鶴町二丁目三〇番地
被相続人　亡　川原　美幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月十一日
事務所鹿児島県阿久根市鶴見町二〇八番地
相続財産管理人　中牟禮　要

無縁墳墓等改葬公告

集骨堂整理のために無縁骨箱等について改葬することとなりましたので、集骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁骨箱等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年九月十一日
一、墳墓等所在地　北海道網走郡美幌町字西二条南一丁目
一、墳墓等の名称　納骨堂（慈光堂）内の集骨堂
一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳（約二五〇個）
一、改葬を行おうとする者　北海道網走郡美幌町字西二条南一丁目　宗教法人真宗大谷派観照寺
住職（代表役員）　宇都宮　修

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年八月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年八月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月十一日
東京都中野区中野四丁目一〇番二号
キリン株式会社
規約型確定給付企業年金清算人
倉形　泰彦

第11期決算公告

平成27年9月11日
英領ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、サウスチャーチストリート、ユーグランドハウス、ピーオーボックス309ジーティー
Petro 21 Intertrade Company, Limited
日本における代表者　石井　嘉彦

貸借対照表の要旨　（2014年12月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	45,063	流動負債	44,063
固定資産	10,643	固定負債	11,583
		負債合計	55,646
		資本金及び資本剰余金	60
		利益剰余金	0
		純資産合計	60
資産合計	55,706	負債・純資産合計	55,706

（注）上記の金額は、アメリカ合衆国通貨で表示された貸借対照表の金額を決算時の為替相場により円換算したものである。